様式要綱第11号

技術研修契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、徳島県立工業技術センターの管理に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、技術研修（以下「研修」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

（研修の内容）

第１条　研修の内容は、次のとおりとする。

（１）研修の題目

（２）研修の目的

（３）研修の内容

　　ア　○○○○○に関する研修

　　イ　○○○○○に関する研修

（４）研修生

ア 氏名・生年月日

イ 住所

　　ウ　所属・職名

（５）研修期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで　○○日間

（６）研修の実施場所

ア　○○○○○に関する研修

工業技術センター○○○担当

　 イ　○○○○○に関する研修

工業技術センター○○○担当

　（研修料）

第２条　乙が甲へ納付する研修料は研修を実施した１日につき１，５００円とし、毎月末日までに前月分の研修料を納付しなければならない。

　（研修生の遵守事項）

第３条　乙は、乙の研修生に要綱及び研修生服務心得を遵守させるものとする。

　（損害賠償義務）

第４条 乙は、乙の研修生が甲の物品等の利用に際し、故意又は過失により甲又　は第三者に損害を与えた場合は、そのすべてを賠償するものとする。

　（危険負担）

第５条　乙は、乙の研修生が事故等により被害を受けた場合は、その危険負担を負うもの　とする。

　（研修の中止等）

第６条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、研修を行わず又は中　止することができる。

（１）乙又は乙の研修生が要綱に定める事項に違反したとき。

（２）乙の研修生が正当な理由なく研修を受けないとき。

（３）乙の研修生が甲の職員の指示に従わないとき。

２　甲は、前項の規定により研修を行わず、又は中止したときは、その旨を乙に通知しな　ければならない。

（秘密を守る義務）

第７条　乙は、乙の研修生が研修によって知り得た甲の研究状況その他の状況を甲　の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

　（特許権の帰属）

第８条　研修において発明、考案及び意匠の創作を行ったときは、その取扱いは要綱２１条から２４条の規定によるものとする。

　（研修報告書）

第９条　乙は、所定の研修が終了したときは、その終了後１０日以内に研修報告書（様式　要綱第１５号）を甲に提出しなければならない。

　（協議）

第１０条　この契約で定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保持するものとする。

　平成　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　徳島県徳島市雑賀町西開１１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称　徳島県立工業技術センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　所長　○○○○

乙　住所

名称

代表者名